

通知第 2013001 号
平成 25 年 4 月 29 日

登録チーム代表者各位

チームペナルティについて

さいたま市バスケットボール協会
理事長 松尾栄一

日頃は当協会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて最近登録チーム数が年々増加しており、時間や会場数が限られたなかで所定の試合数を消化するためには、各チームにはそれぞれ必要な役割を分担していただくことが欠かせなくなっています。

しかしながら、多くのチームが責任をもって役割を分担するなか、この役割を果たさずに、大会の円滑な運営そのものや、他のチームに多大な迷惑をおよぼすチームが散見されるようになってきました。

そこで、当協会としては、そのような事例をなくすために、下記のようなペナルティを設けることといたしました。各チームのさらなるご協力をお願いいたします。

記

- 1) 不正登録に関するチームペナルティについて（審判・競技）
 - ・試合前に競技役員がスコアシートの先行記入名を名簿と照合して不正登録者の有無を調べ、不正が発覚した時点で試合前に没収試合とします
 - ・不正チームは所定のTOの責務を果たすこととし、次大会は出場停止処分とします

- 2) 試合直前のキャンセルに関するチームペナルティについて（競技）
 - ・試合間際（3日前が限度で協会に連絡が必要）のキャンセルに対し、該当チームはTOの責務を果たすこととし、次大会は出場停止処分とします
 - ・該当チームがTOの責務を果たさない場合に備えて、次の試合を早めて開始することとし、直前の試合の両チームがオフィシャルにあたることにします
 - ・これに伴い、各チームにおかれましては、予定の1試合前に試合をできる準備をお願いいたします

- 3) 会場設営、競技役員チームの役割不履行に対するチームペナルティについて（競技）
 - ・ホームページに掲載してある役割分担表にあるとおり、また、競技要項にあるとおり、

会場設営の該当チームは各会場に8時30分に集合し点呼を受けて、設営にあたらなければなりません

- ・同様に、競技役員に割り当てられたチームは所定の役割を果たさなければなりません
 - ・点呼遅れ、試合前の会場設営不履行、あるいは競技役員の役割不履行のチームについては、以下の措置をとることとします
 - ・2大会連続で役割不履行のチームは次大会の出場停止
 - ・2年間のうちに2度の不履行でも次大会の出場停止
- (例) 春×秋×で春停止、秋×春×で秋停止、
春×秋○(または春○秋×)で翌年どちらかが×でも次大会出場停止

その他) 帯同審判の義務について (審判)

- ・帯同審判は、レフェリーシャツ、長いパンツ(色は問わない)を着用すること
- ・ホイッスルのないチームにはこれを支給し料金を徴収します
- ・レフェリーシャツの貸出についても維持費として料金を徴収します

以上